

29川監公第6号

平成29年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監公第13号で公表した定期監査及び同日付28川監公第14号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

29川総行革第261号

平成29年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監報第11号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 退職給付引当資産の積立に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）が定める公益財団法人川崎市産業振興財団職員退職給付引当資産設置要綱第6条によると、退職給付引当資産の限度額は当該事業年度末の要支給額とすることとされている。

産業振興財団の財務諸表をみたところ、これを超える退職給付引当資産が計上されていた。

市は、出資団体に対し、要綱に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市産業振興財団に是正を指導し、同財団が定める公益財団法人川崎市産業振興財団職員退職給付引当資産設置要綱について、一定の限度額を定め、引当金を超えて引当資産が計上できるよう改めました。

今後は適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(2) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

除却手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、固定資産の除却手続きを完了しました。

今後は、固定資産の適正な管理がなされるよう、指導してまいります。

(一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)

(こども未来局こども支援部こども家庭課)

イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成28年度決算から、財務諸表に補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高に関する注記を記載しました。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 徴収又は収納の事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項によると、使用料、手数料等の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。とされている。

れいんぼう川崎における診療に係る使用料及び手数料についてみたところ、市は指定管理者と徴収又は収納の事務を委託する契約を締結しないまま、当該

使用料及び手数料の徴収又は収納を指定管理者に行わせていた。

市は、徴収又は収納の事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、地方自治法施行令第158条の規定に基づき、平成29年4月1日付けで、当該施設の指定管理者である社会福祉法人川崎市社会福祉事業団と委託契約を締結し、事務を行っています。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(2) 使用料を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成8年条例第7号）第6条第1項によると、プールを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならないとされている。

川崎市入江崎余熱利用プールの自主事業についてみたところ、泳力テストの実施に当たり参加者から条例に定める使用料を徴収していなかった。

市は、指定管理者に対し、使用料を適正に徴収するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、「川崎市入江崎余熱利用プール管理運営要綱」を改正し、「公益財団法人日本水泳連盟が実施する泳力検定を受検する者がプールを使用する場合」において、一般使用料の全額を免除することとしました。

今後は適正な管理に努めます。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(3) 行政財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市高齢社会福祉総合センター「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」指定管理に関する基本協定書第5条第1項によると、指定管理者は、市の指示に基づき施設等を適正に利用するものとされている。

研修受講者の宿泊を目的とした人材開発研修センターの宿泊室をみたところ、一部の宿泊室を、隣接する施設の管理者が、職員休憩室として利用していた。

このことについては、平成20年度財政援助団体等監査においても指摘したところである。市は、指定管理者に対し、施設を適正に利用するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係者に指導を行い、現在、宿泊室を特別養護老人ホームの職員休憩室として使用させておりません。

さらに、特別養護老人ホームの職員等が宿泊室を職員休憩室として利用する場合は、本来目的に支障を来さないことを市、指定管理者、特別養護老人ホーム管理者の3者で確認・協議した上で、所要の行政財産の使用許可手続きを取るなどの指導を行っているところです。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(4) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理施設の本市帰属備品について、市は川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）により、指定管理者は基本協定書により管理を行うこととされている。

かわさき北部斎苑について市及び指定管理者の備品管理状況をみたところ、備品台帳による出納管理が十分に行われていなかった。

備品管理については、平成24年度財政援助団体等監査においても指摘したところであるが、いまだ改善されていない。市は、現物と備品台帳との不一致を

速やかに是正するとともに、指定管理者に対し、備品管理を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と合同で備品台帳と現物の不一致について突合の上、あらためて備品票を貼付、備品台帳の出納（登載、削除）等を実施し、整理・整合を図りました。また、備品管理を適正に行うよう指導いたしました。

なお、今後とも、備品管理を適正に行うよう指導してまいります。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健所生活衛生課)

(5) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

次のとおり不適正な事例があった。市は、指定管理者に対し正確な収支報告を求めるとともに、指定管理施設の正確な収支状況の確認方法について検討されたい。

ア 川崎市産業振興会館における事例

[指摘の要旨]

事業報告書の収支状況において、役務費、諸謝金及び保険料の金額が正確に計上されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者より提出された訂正の報告書に基づき、所管課において内容を確認しました。

併せて、経済労働局指定管理者選定評価委員会へ評価内容の修正について確認を行いましたところ、『評価委員会へ提出した書類のとおり評価を修正することと結論された』との報告を受けております。

今後は適正な管理に努めてまいります。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

イ 川崎市地方卸売市場南部市場における事例

[指摘の要旨]

株式会社は企業会計原則により、全ての費用及び収益を発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないとされている。

川崎市地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）の事業報告書における収支報告と総勘定元帳を照合したところ、経過勘定を用いて前年度分として整理すべき収益又は費用の一部について、実際に現金の出納がある年度に計上していた。

[措置内容]

指摘事項については、地方卸売市場南部市場指定管理者に対し、企業会計原則に基づいた適正な会計処理を行うよう指導し、修正後の収支報告書の提出を受けました。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ウ 川崎市久末老人デイサービスセンターにおける事例

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況と決算書類を照合したところ、計上漏れや金額の記載誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、修正された収支状況報告書が提出され、その修正内容について確認しました。

今後は、計上漏れや金額の記載誤り防止に努めてまいります。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 柿生学園、くさぶえの家及びふじみ園における事例

[指摘の要旨]

事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営にかかる経費を正確に把握することができないにもかかわらず、指定管理業務以外の市からの受託事業の収支が含まれていた。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理業務とそれ以外の受託業務を区別した報告書の提出を受けました。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑における事例

[指摘の要旨]

事業報告書の収支報告と公益財団法人川崎市シルバー人材センターの収支決算書を照合したところ、収支報告の租税公課額の記載に誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、事業報告書の修正作業を指導要請し、修正後の事業報告書を徴しております。

また、事業報告書の収支状況につきましては、法人内部の財務諸表等の写しを提出するよう求め、双方を突合することで正確を期するよう取り組むこととしました。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健所生活衛生課)

カ 川崎市入江崎余熱利用プールにおける事例

[指摘の要旨]

基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるとされている。

泳力テスト等を自主事業と位置付けて実施していたが、当該事業にかかる経費と指定管理業務にかかる経費との区分が不明確であった。

[措置内容]

指摘事項については、自主事業の実施につき、追加で費用が発生する場合には、事業報告書の収支報告書において、指定管理業務にかかる経費と自主事業にかかる経費とを区分して明記するよう指定管理者あて指導し、指摘の内容について改善されたことを確認しました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(6) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 預り証を徴すべきもの

[指摘の要旨]

南部市場において、指定管理者に鍵や図面を貸与しているものの、基本協定書に定める預り証を徴していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、本市から貸与している鍵や図面等について、本市と指定管理者と相互で確認し、未提出であった鍵の預り証を徴しました。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

イ 駐車場の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市久末老人デイサービスセンターにおいて、指定管理者が敷地内の駐車場を指定管理者以外の者に使用させていた事例

[措置内容]

指摘事項については、ひさすえ地域包括支援センターの受託者から行政財産使用許可申請が提出され、行政財産の使用を許可しました。

今後は適正な管理に努めてまいります。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

ウ 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 南部市場の事例

[指摘の要旨]

指定管理者が購入した備品の一部が備品管理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品管理簿に登載をいたしました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(イ) 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

[指摘の要旨]

a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品として登載されていなかった。

b 使用不能な備品が貸与されていた。

c 備品の一部が貸与備品一覧に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品登録の手続きを行いました。

今後は適正な管理に努めます。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)

(環境局生活環境部減量推進課)

(ウ) 川崎市総合福祉センターの事例

[指摘の要旨]

a 所在が不明となっていた。

b 指定管理業務に使用していない備品が指定管理者への貸与備品一覧に登載されていた。また、当該備品を指定管理者以外の者に、必要な手続きを行わずに使用させていた。

[措置内容]

指摘事項について、すでに故障により廃棄済でしたが備品貸与一覧より削除されていなかったため、備品貸与一覧より削除しました。

指定管理業務に使用していない備品については、物品預り書を徴取いたしました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

(エ) 人材開発研修センター・保健福祉研究センターの事例

[指摘の要旨]

a 所在が不明となっていた。

b 備品票が貼付されていなかった。

c 備品の使用者及び使用区分の決定の的行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品登録等を行いました。

今後は、備品台帳に基づく適正管理を行ってまいります。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ) 川崎市久末老人デイサービスセンターの事例

[指摘の要旨]

基本協定書に定められた備品台帳による管理が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品台帳の確認、共有、備品の有無の確認を行い、備品台帳に基づく適正管理を図りました。

今後は、備品台帳に基づく適正管理を行ってまいります。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ) 東海道かわさき宿交流館の事例

[指摘の要旨]

a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品として登録されていなかった。

b 市が貸与した備品が年度協定書に定められた備品台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品等管理台帳等に登載しました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(キ) 川崎市入江崎余熱利用プールの事例

[指摘の要旨]

市が貸与した固定資産の一部について所属替手続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、固定資産の所管替手続を行いました。

今後は適正な管理に努めます。

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

エ 指定管理業務の内容を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市産業振興会館において、指定管理業務として実施されている自動販売機設置業務について、仕様書等に具体的な内容が示されていない事例

[措置内容]

指摘事項については、変更協定書を締結することで、指定管理者の業務内容として、自動販売機の設置及び利用料の取り扱いについて定めました。

今後は適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

オ 報告書等の提出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 川崎市久末老人デイサービスセンターにおけるセルフモニタリングに関する書類が、基本協定書に定める期限を超えて提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項について、各種報告書等の適正な提出について指導しました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

[指摘の要旨]

(イ) 川崎市久末老人デイサービスセンターにおいて、基本協定書で提出することとされている利用者満足度調査報告書及び事業改善報告書が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、各種報告書等の適正な提出について指導しました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

[指摘の要旨]

(ウ) 南部地域療育センターにおいて、基本協定書で提出することとされている四半期ごとのセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、書類の提出を受け、内容を確認しました。

今後は適正な運用に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 業務の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

東海道かわさき宿交流館において、有料で実施している文化イベント事業が協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理業務と自主事業との会計区分を分けることを確認しました。

今後は適正な事業実施に努めます。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

キ 障害者向け駐車場を確保すべきもの

[指摘の要旨]

東海道かわさき宿交流館において、仕様書に定められた障害者向け駐車場が確保されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者が「障害のある来館者の駐車場の取扱マニュアル」を作成し、当マニュアルに基づき対応されていることを確認しました。

また、障害者向け駐車場の利用方法の周知については、ホームページ及び館内掲示により行われていることを確認しました。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)